

令和5年7月20日
 京都市環境政策局
 (担当 環境企画部環境指導課)
 電話 075-222-3955



京都市における公害苦情の状況（令和4年度）について

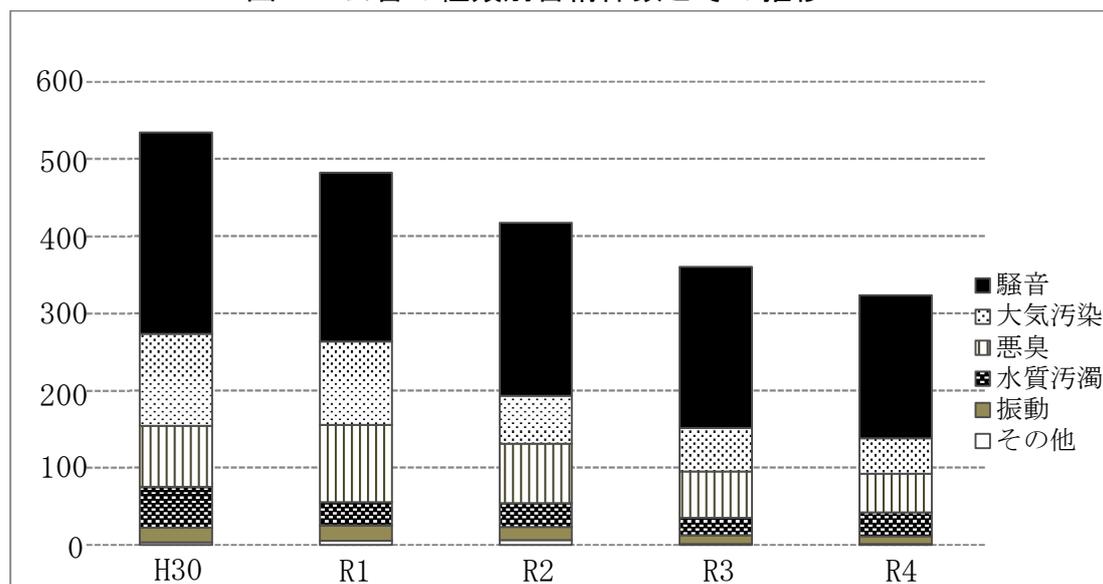
京都市では、市民の皆様からの騒音や大気汚染などに関する苦情等の申出について、市内2か所の環境共生センターが、発生源に対する立入調査や指導を行うとともに、各関係機関との連携のもと、早期解決を図り、生活環境の改善に向けて取り組んでいます。

この度、令和4年度に本市で受け付けた公害苦情の状況について取りまとめましたので、お知らせします。

1 公害の種類別苦情件数とその推移

令和4年度に本市で受け付けた公害苦情の件数は322件であり、公害の種類別に見ると、騒音が185件（総受付件数の57.5%）と最も多く、次いで大気汚染が50件（同15.5%）、悪臭が46件（同14.3%）となっており、これら3公害で全体の87.3%を占めています（図1）。

図1 公害の種類別苦情件数とその推移



年度	H30	R1	R2	R3	R4(構成比%)	前年度差
騒音	261	219	224	209	185 (57.5)	▲24
大気汚染	119	108	62	56	50 (15.5)	▲6
悪臭	79	100	77	60	46 (14.3)	▲14
水質汚濁	53	30	31	23	31 (9.6)	8
振動	19	20	17	11	10 (3.1)	▲1
その他	3	5	6	1	0 (0.0)	▲1
合計	534	482	417	360	322 (100)	▲38

2 公害の種類別の状況

(1) 騒音

騒音に関する苦情は185件で、令和3年度と比較して24件減少しました(表1)。

発生原因としては、工事・建設作業に関する苦情が84件(45.4%)と最も多く、次いで近隣騒音に関する苦情が47件(25.4%)、工場等の操業が39件(21.1%)となりました。

発生原因として最も多い、工事・建設作業に関する苦情の未然防止に向けて、作業の届出時や立入調査時に、建設・解体工事を行う事業者に対し、騒音防止について指導しました。

また、近隣騒音に関する苦情については、関係団体や拡声機を使用する事業者に対し、騒音防止について啓発・指導を行いました。

工場等の操業に関する苦情については、法令に基づく届出時や立入調査時に、騒音の防止について指導しました。

表1 騒音の発生原因別苦情件数

発生原因		件数		構成比(%)	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
工事・建設作業		84	45.4		
近隣騒音	カラオケ	9	4.9	25.4	11.4
	飲食店営業	9	4.9		
	拡声機	8	4.3		
	家庭生活	0	0		
	その他	21	11.4		
工場等の操業		39	21.1		
移動発生源	自動車運行	2	1.1	1.6	0.5
	鉄道運行等	1	0.5		
その他		4	2.2		
発生源不明		8	4.3		
合計		185	100		

(2) 大気汚染

大気汚染に関する苦情は50件で、令和3年度と比較して6件減少しました(表2)。

発生原因としては、工事・建設作業に関する苦情が33件(66.0%)と最も多く、次いで工場等の操業に関する苦情が9件(18.0%)、焼却(野焼き)に関する苦情が5件(10.0%)となりました。

発生原因として最も多い、工事・建設作業に関する苦情の未然防止に向けて、作業の届出時や立入調査時に、事業者に対し粉じんの発生防止について指導しました。

表2 大気汚染の発生原因別苦情件数

発生原因	件数		構成比(%)
	件数	構成比(%)	
工事・建設作業	33	66.0	
工場等の操業	9	18.0	
焼却(野焼き)	5	10.0	
その他	1	2.0	
不明	2	4.0	
合計	50	100	

(3) 悪臭

悪臭に関する苦情は46件で、令和3年度と比較して14件減少しました(表3)。

発生原因としては、飲食店営業に関する苦情が19件(41.3%)と最も多く、次いで工場等の操業に関する苦情が14件(30.4%)、工事・建設作業に関する苦情が3件(6.5%)、焼却(野焼き)に関する苦情が2件(4.3%)、焼却(野焼き)に関する苦情が2件(4.3%)となりました。

発生原因として最も多い、飲食店営業に関する苦情については、発生源に立入調査を実施し、悪臭の発生防止について指導しました。

表3 悪臭の発生原因別苦情件数

発生原因	件数	
	件数	構成比(%)
飲食店営業	19	41.3
工場等の操業	14	30.4
工事・建設作業	3	6.5
焼却(野焼き)	2	4.3
家庭生活	2	4.3
その他	1	2.2
発生源不明	5	10.9
合計	46	100

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

(4) 水質汚濁

水質汚濁に関する事案は31件で、令和3年度と比較して8件増加しました(表4)。

発生原因としては、工場等の操業に関する事案が8件(25.8%)、自然系の事案が1件(3.2%)となりました。

工場等の操業に関する水質汚濁の未然防止に向けて、排水量の多い工場等に対して採水検査を実施するとともに、排水基準を遵守するよう指導しました。

また、河川等の公共用水域における魚類のへい死や油の流出等の突発的な水質汚濁事案に対しては、直ちに発生原因の調査を実施するとともに、関係機関と連携し、下流域への影響を防止するための応急対策を行いました。

表4 水質汚濁の発生原因別件数

発生原因	件数	
	件数	構成比(%)
工場等の操業	8	25.8
自然系	1	3.2
その他	5	16.1
発生源不明	17	54.8
合計	31	100

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

3 解決に向けた取組

苦情等の申出については、北部環境共生センター（管轄：北区、上京区、左京区、中京区、右京区）及び南部環境共生センター（管轄：東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区）において対応を行いました。

申出があった際には、直ちに発生原因を調査し、公害関係法令に基づく規制基準の遵守等、解決に向けた指導を行っています。発生防止対策として、工場・事業場等に対して各種リーフレットを配布し、啓発・指導を行い、生活環境の保全に向けた取組を行いました。

また、苦情等の申出に対しては、総受付件数の95.3%に当たる307件について、3日以内に初動調査を行うなど迅速な対応を行いました（表5）。

今後も、規制基準等の啓発・指導を続けるとともに、市民の皆様からの申出に対して、迅速かつ丁寧な対応を行うことにより、生活環境の改善に努めてまいります。

表5 初動調査までの日数(割合)

年度	R2		R3		R4	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
当日	264	63.3	212	58.9	216	67.1
3日以内(当日を除く)	127	30.5	128	35.6	91	28.3
4日以上	26	6.2	20	5.6	15	4.7
受付件数	417	100	360	100	322	100

※工場等の操業状態、申立人の要望等により、初動調査までに4日以上経過することがある。

※各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。